

## 阿賀野市告示第58号

阿賀野市子育て世代包括支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市子育て世代包括支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市子育て世代包括支援センター設置運営要綱（平成30年阿賀野市告示第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市こども家庭センター設置運営要綱

第1条中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に、「支援センター」を「家庭センター」に改める。

第2条中「支援センター」を「家庭センター」に、「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「支援センター」を「家庭センター」に改め、同条第3号中「支援プラン」を「サポートプラン」に改め、同条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

第4条を次のように改める。

（職員配置）

第4条 家庭センターに次に掲げる職員を置く。

- （1）センター長
- （2）統括支援員（センター長と兼務することができる。）
- （3）その他必要な職員

第5条中「支援センター」を「家庭センター」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。